平成24年5月7日

各　位

会　社　名　株式会社やすらぎ
代　表　者　代表取締役会長兼社長　枡山　幸功
（コード番号　8919　名証セントレックス）
問　合　先　執行役員総務部長　坂田　恵一
（TEL　03-5542-3881）
（URL　http://www.yasuragi-reform.com）

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年6月1日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式（下記「Ⅰ．１．(1)変更の理由」の本完全子会社化手続②において定義いたします。）の取得について付議することを決議し、また、本臨時株主総会と同日開催予定の普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に、全部取得条項に係る定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．定款一部変更

１．種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件(1)）

(1)　変更の理由

平成24年3月13日付の当社プレスリリース「日本住宅再生株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、日本住宅再生株式会社（以下「日本住宅再生」といいます。）は、平成24年1月27日から平成24年3月12日まで当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成24年3月19日（決済開始日）をもって、当社普通株式20,462,601株（当社の総株主の議決権の数に対する割合：98.70%）を所有するに至っております。

本公開買付けに係る公開買付届出書及び平成24年1月26日付の日本住宅再生のプレスリリース「株式会社やすらぎ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、日本住宅再生は、当社が直面する経営環境に迅速に対応し、新たな成長戦略を迅速に実施し、企業価値の更なる向上を図っていくためには、短期的な業績に左右されることなく先行投資を着実に実行していくための環境・体制整備を行うことが必要と判断し、また、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合（以下「アドバンテッジパートナーズ」といいます。）がサービス提供を行うファンドの数多くの投資先企業における経営改善活動を通じて蓄積したノウハウをもとに、当社の成長戦略の実現を全面的に支援することにより、当社において低コストかつより長期の借入れによる資金調達が可能となり、当社の成長の実現をより加速することができるものと判断したとのことです。日本住宅再生は、このような判断に基づき、一般株主の皆様への悪影響が及ぶ可能性を斟酌し、また、一般株主の皆様の意思を尊重した上で当社を日本住宅再生の完全子会社とすることが最良であると判断し、そのための取引（本公開買付けを含む当社を完全子会社とするための一連の取引を、以下「本取引」といいます。）の一環として本公開買付けを実施することとしたとのことです。

また、平成24年1月26日付の当社プレスリリース「日本住宅再生株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、当社を取り巻く事業環境及び当社が直面する経営課題等を踏まえると、本取引によって日本住宅再生の完全子会社となることにより、当社においてより機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制が構築されること、及び日本住宅再生の信用力を背景とした在庫物件の仕入れのための低コストかつより長期の借入れによる資金調達が可能となることから、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の一層の向上に資するものであると判断しました。さらに、本公開買付けは、当社普通株式の売却について合理的な機会を提供するものであり、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格及びその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であると判断し、本公開買付けに賛同

すること及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

以上を踏まえ、当社は、本臨時株主総会及び普通株主の皆様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、日本住宅再生の完全子会社となるために、以下の①から③の手続（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

①当社の定款の一部を変更して、下記(2)の定款変更案第６条の２に定める内容のＡ種種類株式（以下「Ａ種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第２条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。

②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第１項第７号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式１株と引換えに、Ａ種種類株式を 30 万分の１株の割合を持って交付する旨の定めを設けるものといたします。

③会社法第 171 条第１項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式１株につきＡ種種類株式を 30 万分の１株の割合をもって交付いたします。なお、日本住宅再生以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるＡ種種類株式の数は、いずれも１株未満の端数となる予定です。

［当社は、全部取得条項付普通株主の皆様に対するＡ種種類株式の交付の結果生じる１株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第１項の規定により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のＡ種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第２項及び第４項の規定に基づき、裁判所の許可を得てＡ種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合のＡ種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 627 円（本公開買付けにおける当社普通株式１株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に交付されるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。］

また、現行定款第７条におきましては、当社の事務負担の軽減を図るため、100 株を単元株式数として規定しているところ、同条は当社の普通株式について単元株式数を定めるものであり、上記①で設けられるＡ種種類株式については１株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確化するために所要の変更を行うものであります。

(2)　変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件(1)」に係る定款変更は、「定款一部変更の件(1)」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された時点で、その効力が生じるものといたします。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現行定款規定	定款変更案
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行する株式総数は、60,000,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行する株式総数は、60,000,000 株とし、発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は 59,999,500 株、第６条の２に定める内容の株式（以下「Ａ種種類株式」という。）は 500 株とする。
（新設）	（Ａ種種類株式） 第６条の２　当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種株主」とい

	う。）またはＡ種種類株式の登録株式質権者（以下「Ａ種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき１円（以下「Ａ種残余財産分配額」という。）を支払う。Ａ種株主またはＡ種登録株式質権者に対してＡ種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、Ａ種株主またはＡ種登録株式質権者は、Ａ種種類株式１株当たり、普通株式１株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
（単元株式数） 第７条　当会社の１単元の株式数は100株とする。 （新設）	（単元株式数） 第７条　当会社の普通株式の１単元の株式数は100株とし、Ａ種種類株式の１単元の株式数は１株とする。 （種類株主総会） 第14条の２　本定款第12条及び第14条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ②　本定款第13条第１項の規定は、会社法第324条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ③　本定款第13条第２項の規定は、会社法第324条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

２．全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件(2)）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件(2)」は、上記「Ⅰ．１．(1)変更の理由」でご説明いたしました本完全子会社化手続のうち②として、「定款一部変更の件(1)」による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。「定款一部変更の件(2)」が承認され、その定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、「定款一部変更の件(2)」の承認後、かかる新設された定款の定めに従って、当社は株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得しますが（本完全子会社化手続の③）、当該取得と引換えに当社が交付する取得対価は、「定款一部変更の件(1)」における定款変更案により設けられるＡ種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式１株につき全部取得条項付普通株主の皆様に交付するＡ種種類株式の数は、日本住宅再生を除く各株主の皆様に対して交付されるＡ種種類株式の数がいずれも１株未満の端数となるように、30万分の１株としております。

なお、本臨時株主総会において「定款一部変更の件(1)」が原案どおり承認可決されると、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となるところ、「定款一部変更の件(2)」に係る定款変更の効力を生じさせるため、会社法第111条第２項第１号に基づき、本臨時総会における「定款一部変更の件(2)」の決議に加えて、本種類株主総会においても「定款一部変更の件(2)」と同内容の議案の決議を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。なお、「定款一部変更の件(2)」に係る定款変更は、本臨時総会において「定款一部変更の件(1)」に係る議案及び全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件(2)」と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

また、本議案に係る定款変更の効力発生日は平成24年７月６日とします。

（下線部分は変更箇所を示します。）

「定款一部変更の件(1)」による変更後の定款	定款変更案
(新設)	（全部取得条項） 第６条の３　当会社は、当会社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当会社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式１株につき、A種種類株式を 30 万分の１株の割合をもって交付する。

Ⅱ．全部取得条項付普通株式の取得の件

１．全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件(1)」においてご説明いたしましたとおり、当社は、日本住宅再生が当社の全株式を取得し、本完全子会社化手続を行うことで、当社においてより機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制が構築されること、及び日本住宅再生の信用力を背景とした在庫物件の仕入れのための低コストかつより長期の借入れによる資金調達が可能となることから、当社の企業価値の一層の向上に資するものであると判断し、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

全部取得条項付普通株式の取得の件は、上記「Ⅰ．１．(1)変更の理由」でご説明いたしました本完全子会社化手続のうち③として、会社法第 171 条第１項並びに「定款一部変更の件(1)」及び「定款一部変更の件(2)」による変更後の当社の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、「定款一部変更の件(1)」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式１株につきA種種類株式を 30 万分の１株の割合をもって交付するものといたします。前述のとおり、日本住宅再生以外の各株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも１株未満の端数となることが予定されております。

このように、全部取得条項付普通株主の皆様に対するA種種類株式の交付の結果生じる１株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主の皆様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第２項及び第４項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 627 円（本公開買付けにおける１株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に交付されるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

２．全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第１項並びに「定款一部変更の件(1)」及び「定款一部変更の件(2)」による変更後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において、当該取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式１株と引換えに、A種種類株式を 30 万分の１株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成 24 年７月６日

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件(1)」及び「定款一部変更の件(2)」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件(2)」と同内容の議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件(2)」に係る定款変更の効力が生じることを条件としてその効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

３．上場廃止

本臨時株主総会において「定款一部変更の件(1)」、「定款一部変更の件(2)」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件(2)」と同内容の議案が原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社名古屋証券取引所が運営するセントレックス市場の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成24年６月１日から平成24年７月２日まで整理銘柄に指定された後、平成 24 年７月３日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をセントレックス市場において取引することはできません。

Ⅲ．本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成24年６月１日（金）
種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更の件(1)）の効力発生日	平成24年６月１日（金）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年６月１日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成24年６月４日（月）
当社普通株式の売買最終日	平成24年７月２日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成24年７月３日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式交付に係る基準日	平成24年７月５日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更の件(2)）の効力発生日	平成24年７月６日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式交付の効力発生日	平成24年７月６日（金）

Ⅳ．支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱ．に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、本日別途開示しております「内部統制システムの整備に関する基本方針」における「Ⅰ．４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針」に記載のとおり、支配株主との取引については、取締役会等が必要に応じて外部の専門家の意見も聴取し多面的な議論を経て方針を決定することとしており、また、当社と関連を有しない他の当事者と同様に公正かつ適正な条件により行うこととしております。

当社は、本公開買付け及び本取得からなる一連の取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成24年１月26日付の当社プレスリリース「日本住宅再生株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」の「３．(5) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の各措置を講じており、同プレスリリースの「９．支配株主との取引等に関する事項」に記載のとおり、社外取締役及び社外監査役より、本公開買付けに係る交渉過程の手続は公正であると認められる旨及び本公開買付けに係る公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされている旨の意見が表明されております。

また、当社代表取締役枚山幸功は日本住宅再生の代表取締役を兼任しており、本取引に関し当社と構造的な利益相反状態にあり、特別利害関係人に該当するおそれがあるため、本日開催の当社の取締役会における本取得に関する議案に係る審議及び決議には一切参加しておりません。上記取締役会においては、枚山幸功を除いた当社の取締役全員（社外取締役１名を含む。）による審議を行い、その全員一致で、本取得に係る議案を本臨時総会に付議する旨を決議しております。さらに、当社取締役フォルソム リチャードは日本住宅再生の株主である投資ファンドにサービスを提供しているアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合（以下「アドバンテッジパートナーズ」といいます。）の組合員を、当社取締役喜多慎一郎及び山縣茂信はアドバンテッジパートナーズに勤務するプロフェッショナルを、それぞれ兼任しており、本取得に関し当社と利益が相反する可能性があることから、慎重を期すために、上記取締役会に先立ち、枚山幸功、フォルソム リチャード、喜多慎一郎及び山縣茂信を除いた当社の取締役全員（社外取締役１名を含む。）による取締役会を開催して審議を行い、その全員一致で、本取得に係る議案を本臨時総会に付議する旨を決議しております。また、アドバンテッジパートナーズに勤務するプロフェッショナルを兼任しているために本取得に関し当社と利益が相反する可能性がある松本悠平を除いた当社監査役全員（社外監査役１名を含む。）が上記取締役会に出席し、いずれも、当社の取締役会が上記決議を行うことに異議がない旨の意見を述べております。これらの取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関しては、独立した第三者であるリーバマン法律事務所の法的助言を受けております。

以上から、当社は、本取得に関する当社の決定は、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないと考えております。

以上